

1. 事前確認

- 認定を受けるためには、該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要なため、スケジュールを確認してください。
 - ・既に取得した設備を対象とする計画は認定されません。
 - ・認定支援機関確認書の取得や、町での認定事務に一定期間を要します。余裕をもって計画の策定準備をしてください。
- 野木町が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認してください。

税制支援を受ける場合

- 適用対象者の要件を確認してください。
 - ・ページ下部「固定資産税の特例について」をご覧ください。
- 税制支援を受けるためには、計画申請時に認定経営革新等支援機関の投資計画に関する確認書等が必要です。
 - ・手続きや提出時期等を確認してください。
 - ・「先端設備等導入計画策定の手引き」をご覧ください。



2. 提出書類の準備

- 提出書類
 - ・認定申請書
 - ・先端設備等導入計画に関する事前確認書（認定支援機関に確認を依頼してください。）
 - ・投資計画に関する確認書（認定支援機関に確認を依頼してください。）
 - ・町税の調査に関する同意書

税制支援を受ける場合

- ・投資計画に関する確認書（写し）
 - ・認定を受けた計画（写し）
 - ・認定書（写し）
 - ・（賃上げ方針の表明する場合）賃上げの方針を表明したことを証する書面
- ※税制支援を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は、下記の書類も必要です。
- ・リース契約見積書（写し）
 - ・リース事業協会が確認した軽減計算書（写し）



3. 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- 提出書類を以下の宛先までご持参又はご郵送ください。

「野木町役場 産業建設部 産業振興課 商工観光係 先端設備等導入計画担当」

- ・郵送の場合、返信用封筒を同封いただきますようお願いいたします。
(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手を添付してください。)
- ・認定申請書の内容を確認するため、追加で書類の提出を求める場合があります。

- 認定を受けた場合、認定書を交付します。